

外国図書の海外直接購入について

— 国立大学図書館における一方法 —

森

茜・大場高志

I. はじめに

(1) 直接購入にかかる商慣習等の相違点

大学図書館の受入担当係には、毎日国内だけでなく国外からも多くの出版社や書籍取次業者から数多くの出版カタログが送られてくる。これらのカタログの中には、図書館が収集すべき図書が数多く含まれている。これらのカタログの多くには注文票 (order form) がついていて、一般的には、この注文票に必要事項を書き込んで送り返せば、煩瑣な手続きなしに、簡便にその図書を購入することができるようになっている。外国の出版社や書籍取次業者から送られてくるカタログには特にこのような方法が多い。しかも、このような注文方式の場合においては、国内の書籍取次業者から購入する場合よりはるかに廉価な価格で購入できる。

しかし、大学図書館とりわけ国立大学の図書館では、購入したい図書は国内国外の図書を問わず、大学が取引行為を行うことを認めた業者、即ちいわゆる“出入り書店”に発注するのが通常のやり方である。“出入り書店”即ち国内の書籍取次業者は、外国の出版社あるいは書籍取次業者から、外国図書を輸入した上で自社の商品として大学に納入している。従って、外国の出版社あるいは書籍取次業者の設定する価格に対し、輸入にかかる諸経費等を加算して販売することとなり、当然のことながら、海外から直接送られてくるカタログ価格より割高になる。

このようなことから私立大学等においては、国内の書籍取次業者の手を経ることなく、外国の出版社や書籍取次業者から直接的に図書を購入し(以下、「海外直接購入」という)、限りある図書予算の有効利用を図っている例が見られてきた。しかし、国立大学の図書館においては、特殊な例を除けば、一般業務として外国図書の海外直接購入を実施してきた例は、ほとんど見られない。

国立大学の図書館において、外国図書の海外直接購入の実施がなかなか普及してこなかった要因の多くは、国立大学では、図書に限らず物品を購入する時は“国の会計規則”に則って行わなければならないことからくる事務の煩瑣さにあるのではなかろうか。

もちろん、外国との連絡調整に要する語学力が充分でないという側面もないわけではないが、本来、日本国内の商慣習等を前提とした国の会計規則を、外国の商慣習が前提となる輸出業務の実務ベースでどのようにクリアーするかという側面の方が大きいように思われる。

私立大学等において海外直接購入が行われ易いのは、その会計事務が国の会計規則よりは柔軟で国内外に対応できるからであろう。国の会計事務と外国の商慣習との相違点として大きな点を挙げれば、例えば物品を購入するときには、予め、予定価格をたてておかなければならないことである。個々バラバラな図書資料は、医療器具の輸入のような諸経費等の積算による予定価格の積算には、なかなか馴染まない。随意契約の範囲が狭いことや、料金は必ず後払いで行うこと、見積・請求・納品書を必ず添えること等も大きな相違点である。また、請書という制度も特有のものである。実際の商取引に到るまでに、これらの諸点を、しかも外国語で、クリアーするには、それだけで相当の労働力を必要とするからである。

(2) 海外直接購入実施の経緯

国立大学図書館が物品を購入する場合は、先に述べた通り、国の会計規則により予定価格を定めねばならない。国内の図書については、一般物品と異なり、再販価格制が認められているため、全国一律の円定価がそれぞれの図書に明示されている。従って、それに適正な値引き率を掛けたものを予定価格とすることができる。海外の図書につ

いても、従来よりそれぞれの図書の定価（海外出版元における外貨表示による定価。以下外貨という）にそれぞれの書店の定める店頭販売円換算レートを掛けて得られた国内円定価に、適正な値引き率を掛けたものを予定価格としてきた。

ところが、日本の社会が国際化に向かった昭和60年代初頭、円高差益の適正な還元がされているかという問題意識から外国出版物の国内円定価に疑問が投げかけられ、その後の頻繁な為替レートの変動に対応して外国出版物の適正な購入価格とは何かということがクローズアップされてきた。この時期同時に日本の社会は急激に国際化し、外国出版物の市場価格とは、実は、それぞれの書店の店頭販売レートによる円換算価格という一律のものではなく、外貨と輸入にかかる諸経費そのものではないかという考え方が強くなってきた。従って、国内の円換算定価からの値引きという予定価格の立て方以外に、外貨そのものから諸経費を積み上げて予定価格を設定できないかという問題意識が生まれた。

他方、限られた図書購入予算の有効利用や日本社会の国際化を背景にした円高による外国出版物（特に洋雑誌）の高騰に対抗する手段として海外直接購入方式が私立大学を中心に模索されてきた^{1)~5)}。図書についても国立国会図書館では、世界の日本関係資料を網羅的に収集するという目的のため昭和55年度から海外の代表的図書館専門書店（library supplier）への一括発注（ブランクット・オーダー）という購入方式を採用している⁶⁾。また、いくつかの私立大学では、雑誌のみならず図書についても海外直接購入方式を定着させてきている^{7)~9)}。

これらの先駆的な実践例によって実証された海外直接購入のメリットは、国立大学としても看過できないものとなった。国立大学においても、1988年7月に国立大学図書館協議会が「外国出版物購入価格問題調査研究班」を設置し、調査項目の一つとして外国出版物の海外直接購入の可能性等、購入方法について調査を始め、一橋大学が海外直接購入を実際に試み、調査研究を実施した¹⁰⁾。

その概略を述べると、昭和62年10月、海外出版社34社、書籍取次業者13社に取引照会と販売目録の取り寄せをまず行った。この取引照会に回

答のあった業者は23社であった。翌11月に、その中から、書籍取次業者2社（イギリスのBlackwell社とオランダのGerits社）を選出し、おもにイギリスとアメリカで出版された図書90冊をBlackwell社に、その他ヨーロッパ各国で出版された図書51冊をGerits社に発注した。結局62年度に購入した図書は、Blackwell社68冊、Gerits社42冊であった。ちなみに昭和62年度分のインボイスの総件数は30件強であった。クレームの種類としては、インボイスは到着したが現品の到着が大幅に遅れたもの1件、現品は到着したがインボイスのなかったもの2件、インボイスが1通しかなかったもの1件、等があった。

この時の試みによって、各書籍取次業者の当該国以外の図書については、納入されるまでの期間も長く、また納入価格もそれほど安くはならないということがわかった。それは、書籍取次業者が他国の図書を扱うための輸入業務が付加されるためであろう。このことから、昭和64年度からは、Blackwell社にはイギリスの図書を、Gerits社にはオランダの図書を発注することとし、昭和64年度にはBlackwell社33冊、Gerits社29冊の図書を購入した。さらに平成2年度については、11月までに、Blackwell社から28冊、Gerits社から15冊の図書を購入し、その他イギリス、フランスの古書籍商7社から76冊の図書を購入している。

一橋大学でこのような海外直接購入を実施するに当たっては、先に述べた国の会計規則に則って、かつ、国際的な商慣習に反しないよう実施することを旨とし、最初に会計規則の入念な勉強から始めた。“料金後払い”については、国立大学図書館であることが判明すれば、日本の商慣習に応じてくれる外国書籍業者が少なくないことも判明した。

ここでは、国立大学における「海外直接購入の方法」について、一橋大学の方法を例として、基本的な実施方法を模索してみたい。

II. 海外直接購入事務の実施手順

最初に一橋大学で行っている海外直接購入の試みの手順を説明する。まず取引を始めようと思う海外業者を選定した後、別掲のような図書購入指示書（CONDITIONS OF PURCHASE OF

外国図書の海外直接購入について

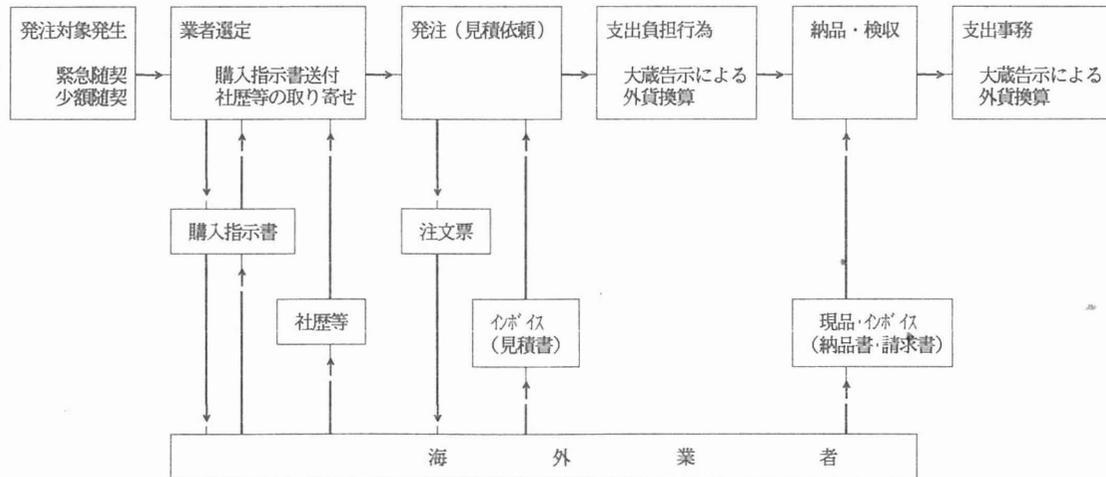


図1 直接購入の業務手順

BOOKS)を相手業者に送付し、国の購入条件を提示し、支払いの際の銀行口座の明記と、取引条件の同意署名を求めた。その際初めての取引であるので、取引相手の社歴等を同時に取り寄せた。同意署名が得られた後図書の発注を一橋大学の発注票をそのまま用いて発注をした。図書の到着前に郵送されるインボイスを見積書と見なし支出負担行為を行い、図書とともに送られてくるインボイス2通を納品書及び請求書と見なし、支出行為をした。この一連の業務を図示すると図1の通りである。

通信事務等の直接購入事務の概要については、既にいくつかの私立大学の報告があるが、国立大学図書館の場合には、諸会計規則上の問題点等から、なかなか海外直接購入に踏み切れない面があるように思える。そこで、会計制度的側面から海外直接購入手続きをおもに考えてみる。

(1) 業者選定

海外直接購入であるから、海外の出版社自身を直接取引相手にするつもりで、当初は40社近くの出版社及び書籍取次業者に取引を開始したい旨の手紙を書いた。そのうち返事の来なかったものや日本への販売には指定の書籍取次業者を通して購入するように返答してきたものなどがいくつかあった。また、料金決済が前払いであるものが多くあった。そして海外にも書籍取次業者(Supplier)があり、それぞれの国において当該国及び近隣諸国の図書を扱うことが社会的慣習となっていることがわかった。そこで、そうした書籍取次業者の

うち、最初にイギリスのBlackwell社と、オランダのGerits社とおもに取引を行うこととした。Blackwell社は日本国内に連絡要員を置いており、事前に打ち合せをすることが出来たし、Gerits社は以前から一橋大学の西洋社会科学古典資料センターと関係があり一橋大学の蔵書内容等を承知していたという経緯がある。これらの書店との取引に引き続いて、今年度からは西洋社会科学古典資料センターの資料収集のため、おもに英仏の古書籍商と海外直接購入取引を行っている。古書籍商の取り扱う図書は基本的に市場に1冊しかなく、カタログが出たときに即座にオファーしなければ、入手が困難である。海外直接購入方式はそのような図書を確実に入手できるという意味で有効な方法であろう。

(2) 契約

今までのところ、一橋大学の海外直接購入契約は、すべて緊急の場合の随意契約で、かつ契約単位が50万円未満であるもので行っている。緊急の場合というのは、海外直接購入は原則としてSAL(発注から納品まで約2~4週間)で行うので、国内書店(発注から納品まで概ね2~3ヵ月)に比して緊急的に入手できることから、その条件下にあるものを対象としたためである。一橋大学では、当然ながら従来通り国内書籍取次業者からも外国図書を購入しており、それらとの対比で、事務上の考え方を整理しておいた。

国が物品を購入する場合、国の歳出予算の枠内で契約行為を行う。国の契約制度には、一般競争

契約、指名競争契約及び随意契約という三種類の契約方式がある。国の契約は公平を期すべき性格から一般競争契約によることが原則である。しかし契約の性質、目的によっては適宜他の契約方式を併用できる制度を会計法は弾力的に採用している。以下に弾力項目を諸会計法からいくつか参照してみる。

- 契約の性質または目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合は随意契約によるものとされている。

（「会計法」第29条の3第4項及び「予算決算及び会計令」第102条の4第3項）

- 予定価格が160万円未満の場合には随意契約によることができる。

（「会計法」第29条の3第5項及び「予算決算及び会計令」第99条第3項）

- 契約金額が150万円未満の場合には契約書の作成を省略することができる。

（「会計法」第29条の8第1項ただし書き及び「予算決算及び会計令」第100条の2第1項）

- 予定価格が100万円未満の場合には書面による予定価格の積算を省略し、または見積書の徴取を省略することが許されている。

（「随意契約による場合の予定価格等について」昭和45年1月21日付け国会第188号文部省会計課長通知）

- 契約金額が50万円未満の場合は必ずしも請書等の徴取をする必要がない。

（「契約事務取扱規則」第15条及び「予算決算及び会計令第72条の規定による各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格等の定め等について」記の9 昭和37年9月13日付け文会総第373号文部省会計課長通知）

海外直接購入は図書の輸入貿易取引である。貿易取引は、法律を異にする二国間以上の商取引であるので、取引条件の確約として契約書を取り交わすことが一般的である。しかし図書のような国際的貿易慣行が確立している取引については、個々の取引の度に契約を取り交わすのではなく、基本的な取引条件を予め協定しておくことが合理的である。

一方、国の機関として上記のような弾力項目によって、直接購入取引業者と随意契約を行い、そ

の際契約書を省略するとしても、契約行為を行っていることには違いなく、契約条項としての取引条件を明確にしておく必要がある。国立大学図書館が物品購入のために行う契約の内容については、「文部省発注工事請負等契約規則」第28条及び別記3号「物品供給契約基準」において定められている。一橋大学での海外直接購入事務では実際に契約書を作成したことはまだないが、一般的取引条件協定書（Agreement on General Terms and Conditions of Business）として、別掲「図書購入指示書（CONDITIONS OF PURCHASE OF BOOKS）」を作成し、取引業者の同意署名を求めている。しかし契約当事者双方の署名があるわけではないので、正式な協定書（Agreement）ではなく、条件指示書（ConditionもしくはInstruction）という性格のものである。この指示書には、主な条項として

- ① 図書到着後に支払をする後払いであること
- ② 未着図書については支払いを行わないこと
- ③ インボイスは3通用意すること

等を盛り込んでおり、物品供給契約基準等会計諸規則上の問題がないよう注意しているが、後述するようにクレーム処理等において、まだ必ずしも完全なものではない。図書の購入は図書館にとって永続的に続くものである。海外直接購入方式を図書購入の一方式として今後も継続していくためには、適正な取引条件の条項を整備していくことが今後の課題であると思っている。（なおイギリスのある古書籍商から、こうした条件あるいは一方的な署名の要求に対して、社の商慣習とは相いれないという理由で署名を断られたケースがあった。）

(3) インボイス

「図書購入指示書」では発注を受けた後、現品を送る際にインボイスを航空便で郵送するように指示している。この空輸されたインボイスをもって見積書とみなしている。もちろん本来の見積書としてPro-formaインボイスを送るよう指示することも可能である。このインボイスをもとに支出負担行為を起案することになる。

現品が到着した際にはインボイスが3通添付されている。インボイス（送り状）とは本来貿易取引において輸送物品の内容を示したものであり、

検収において、納品書と見なし得るものである。また同時に価格が明示されていて、請求書として用いられているのが通常である。なおインボイスに供給者の署名がない場合があるので、その際には取引先代表者の署名のある図書購入指示書を証拠書類としてインボイスに添付するようにしている。（「文部省発注工事請負等契約規則」第31条の2）

また、支出負担行為額及び支出額は、「支出官事務規程」第21条による外国貨幣換算率を定める大蔵省告示によって円換算をして事務処理をすることになる。いわゆる支出官レートといわれるものである。

ちなみに平成2年8月現在の支出官レート並びに実勢レートを一橋大学が通常用いている洋書購入レートとともに参照しておく。

大学の支出負担行為額及び支出額は支出官レートによる換算額ではあるが、実際の送金額はもちろんそのときの外国為替相場による換算額である。支出官レートと外国為替相場との差額は日本銀行によって調整されることになっている。従って国としてレート比較をするならば、支出官レートではなく当該時期の外国為替実勢レートとするべきであろう。

	1 イギリスポンド	1 オランダギルダー
支出官レート	226 円	64 円
通常購入レート	327.60 円	99.60 円
8月平均為替実勢レート	284.15 円	83.88 円

(4) クレーム処理

国立の大学図書館が海外直接購入になかなか馴染めないのは、なんといっても契約上・支払い上のトラブルやクレームに対処する方法が見通せないからであろう。「図書購入指示書」にも「物品供給契約基準」の第8条や第13条に記されている損害金や賠償金等の徴収等については触れていない。海外直接購入は貿易取引であり、日本国内の法的強制力は海外に及ばない。「図書購入指示書」という一方的な購入条件の提示の中に損害金や賠償金の計算項目は含めにくい。もちろん一般的な貿易取引の契約書にはクレーム条項が必ず入っているが、クレーム事項の立証には第三者の鑑定書が必要であるなどなかなか容易ではなく、クレーム解決の方法は当事者間の話し合いによる和解が最

も一般的である¹¹⁾。「図書購入指示書」では後払いであることや未着図書については支払わないこと、図書に保険を掛けることなど明示してクレームが生じないように努めている。実際、現在までのところ、未着図書は現実にあったが、支払いをしないことで決着している。ちなみに多くの海外書店がクレーム処理に際してとっている方法はクレジット方式であり現金による弁済方法は一般的ではない。

(5) 予定価格

書面による予定価格の積算を省略できるとはいえ、海外直接購入についても常に予定価格の積算自身は行っておかなくてはならない。輸出物品の国内市場における積算要素は概ね次の通りである¹²⁾。

- (1) C & F（原価と運賃）
- (2) 海上保険料
- (3) 輸入手数料
- (4) 輸入諸掛

信用状開設手数料
信用状開設電信料
送金料
ユーザンス金利
陸揚げ通関等費用
輸送費

(5) 関税

(1)の原価は図書の場合出版社のカタログプライス（外貨）である。海外業者の利益はこのカタログプライスに含まれているであろう。運賃については、郵送の一種でSAL（Surface Air Lift）、イギリスの場合はASP（Accelerated Surface Post）で輸送するよう指示しており、SALについてはGerits社の参考価格があるので、船便や航空便との比較を参考までに掲げておこう。

郵送費（通貨単位ギルダー）

	船便	航空便	SAL
1 kg 以下	5	22.50	26
1-2	9.50	52.50	34
2-3	13.50	82.50	40
3-4	17.50	112.50	49
4-5	21.50	142.50	54
郵送日数	6-8 週	5-10 日	10-25 日

(2)の保険料は「図書購入指示書」には相当の額

としてあるが、Gerits 社の場合は3ギルダ程度であった。海上保険料の場合は通常の CIF 価格の10%程度と言われているが、図書の場合通常郵送でもあり、0.2%から0.4%程度であろう。

(3)の輸入手数料は主に国内輸入業者からの物品調達をする場合の業者利益等であり、海外直接購入の場合、取引相手業者の梱包料や事務手数料等が考えられる。

以上の金額がインボイス上に外貨で示されており、基本的にはこれらに支出官レートを掛けたものが予定価格と見なされるだろう。

(4)の輸入諸掛については、海外送金のための銀行手数料が必要であるが、海外送金業務は日本銀行が行っているため大学として手数料を支払うことはない。なお総価500万円以内のものは少額貨物として輸入報告書提出の必要がない。(「輸入貿易管理令」第14条)

(5)の関税は印刷物については無税である。(「関税定率法」第14条第4号)

消費税も免除されている。(「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律」第13条第1項)

さらには、関税が無税であり消費税も課せられていない国際郵便物に通関手数料は徴されない。(「国際郵便規則」第85条)

なお特定の出版社については版元ディスカウントがある場合がある。例えば Gerits 社に Kluwer 社の図書を発注すると5%のディスカウントをしってくる。こうした出版元ディスカウントをも考慮に入れて予定価格の算出式を参考までに挙げておく。

予定価格 = [図書外貨 × (1 - 出版元ディスカウント) + 保険料 + 輸送料 + 手数料] × 支出官レート

おわりに

ディスカウントには出版元のディスカウントの他に取引業者との取引額の多寡によるスケールメリットのディスカウントがある。例えば Gerits 社は年間の取引額を数百万円で区切り、一定額以上の取引がある場合は一定の割合でディスカウントするという提案を行っている。国内の出版物でも国内書店と同様の趣旨で値引きによる取引を行っているであろう。

一方 Blackwell 社からは、同様の提案はなく、

イギリスの出版物については出版元ディスカウントもほとんどない。これは、イギリスには図書について正価書籍協定 (NBA : The Net Book Agreement) というものがあって、原則としてイギリスの書店は正価図書の値引き販売ができない仕組みになっているからである。値引き販売ができるのはイギリスの出版者協会が認めたもの (公共図書館等) に対してだけであり、それも10%以内と定められている¹³⁾¹⁴⁾。従って Blackwell 社は取引あいてに値引きサービスの提案はできないが、その代わりにシートサービスというものを行っている。これは顧客に対して、無料で関連主題の一枚毎のシートになった新刊図書情報を送り、必要なものだけ送り返せばそれが発注票になるというものである。つまり関連主題の新刊情報の提供と、取引相手との注文業務の合理化とを結合させたものである。(国内の外資系取次業者グレース・ジャパンも同様のサービスを Approval program という名で行っている。)

海外の大手取次店は、長年の間に蓄積された出版情報の電算機によるデータベース化を実現しており、それを武器に新たな出版情報サービスを定着させてきている。そして、価格面でいえば図書の原価に上乗せされる手数料 (サービスチャージ) の縮小化あるいはまたサービスそのものの内容の高度化を図っているのである。

一方、中小の書店は、その書店にふさわしい図書の品揃えを従来から行っており、その書店にしかない図書の情報は海を越え日本にもすぐに到来する時代になっている。研究者がその図書を必要とするとき、たとえその書店が海外であろうとも図書館自身が即座にその図書の入手手続きに入る体勢を整備する必要は今後ますます増加するに違いない。

一橋大学で行った海外直接購入の方法について、忌憚のないご意見ご指摘をいただき、より安定した購入手続きとしたいと願うとともに、多くの図書館において、様々な方法で海外直接購入の試みが行われ不急することを願ってやまない。

また、海外直接購入業務を行うことによって、各国の図書流通システムや情報文化の一端に触れることができたことは、図書館に携わるものとして望外の喜びであった。図書を安く購入することや、早く入手することはもちろん図書館の受入担

(参考資料)

図書購入指示書

To取引書店

CONDITIONS OF PURCHASE OF BOOKS

I. INVOICE

1. 取引書店 shall prepare one original invoice and three duplicate copies of it. The invoice shall specify:

- 1) the address of the receiver (HITOTSUBASHI UNIVERSITY)
- 2) 取引書店's full name and address
- 3) the date and invoice number
- 4) the order number which is shown on the order slip
- 5) the author and the title of the book
- 6) the price in 当該通貨
- 7) postage and handling charge in 当該通貨
- 8) total sum of the books and charge in 当該通貨

2. The total amount of one invoice shall not exceed 一定額通貨 inclusive of handling charge, postage, etc.

3. 取引書店 shall send the original invoice in advance by air mail to the address:

HITOTSUBASHI UNIVERSITY LIBRARY
2-1 Kunitachi,
Tokyo JAPAN

4. The three duplicate copies of the original invoice shall be enclosed in the package.

II. DISPATCH AND SHIPMENT

1. 取引書店 shall package the books in such a manner to prevent water and other damages that might occur in the course of shipment.

2. The package shall be dispatched by SAL to the address given in I.3.

III. INSURANCE

The package shall be insured for a reasonable sum.

IV. NON-ARRIVAL

1. In case of non-arrival of the package(s), Hitotsubashi University not be responsible for it(them) and will not pay for missing or lost package(s).

2. In case of non-arrival of the package(s), after the lapse of a reasonable period from the receipt of an original invoice, Hitotsubashi University will make the best efforts to trace it(them) inquiring Post Office. In case non-arrival is decisive, Hitotsubashi University will not notify the fact to 取引書店 immediately asking for the best solution.

V. PAYMENT

1. Hitotsubashi University will pay for the received book after the inspection of them.
2. Hitotsubashi University will not pay for the defective of damaged copy and in this case will request replacement Payment shall be made after Hitotsubashi University's receipt of the replacement.
3. Payment shall be made by air mail transfer to the bank of取引書店 as follows:

Bank name _____
Branch name _____
Address _____
Account no. _____

4. Hitotsubashi University shall pay handling commission charged by the forward in bank in Japan. However, it shall not pay similar commission which mabe charged by the bank in which 取引書店 keeps its account.

above conditions are approved by:

Signature _____
Name in print _____
Title _____
Division _____
Company name _____
Address _____
Date _____

当者にとって第一義的な課題ではあるが、事務の煩雑化や方法の未熟さ、制度の制限などから一挙には海外直接購入へは向かいにくいであろう。しかし今後も国際化していく日本で、海外の図書購入の一経路として、海外直接購入という方法は図書受入の有効な一方法である。こうした需要があり続ける限り、各国の出版文化を図書流通の観点からも研究しておく必要があると思うのである。

最後に、海外直接購入の試行という機会を与え、蒙を啓いていただいた、外国出版物購入価格問題調査研究班のメンバーの方々、とりわけ主査の上島順二郎氏（前一橋大学附属図書館事務部長）、及び直接購入事務の平常業務化に力を貸して下さった前川英夫氏（現一橋大学附属図書館事務部長）、並びに直接購入における外国書籍商との手続きのノウハウを快く伝授して下さった、国立

国会図書館国際収集部の職員の方々と上智大学附属図書館収集部門の職員の方々に深く謝意を表したい。

註

- 1) 金沢純子、「上智大学における洋雑誌の外国発注について」逐次刊行物研究分科会報告, No.42, p. 29-38.
- 2) 佐藤靖子、「国立音楽大学における洋雑誌の外国外国発注について」逐次刊行物研究分科会報告, No. 42, p.39-47.
- 3) 木村美佐穂（聖心女子大学）、「洋雑誌の講読について—EBSCOを利用して—」逐次刊行物研究分科会報告, No.45, p.83-92.
- 4) 佐粧英子（芝浦工業大学）、「海外代理店を通しての外国雑誌予約講読」逐次刊行物研究分科会報告, No.45, p.93-100.

外国図書の海外直接購入について

- 5) 小川邦弘, 津村京子, 関口良子, 牟田 計, 「帝京大学医学図書館の外国雑誌購入について」医学図書館, Vol.32, 1985, No.2, p.147-158.
 - 6) 中野捷三, 「国立国会図書館における「日本関係図書」の収集について」国立国会図書館月報, No.283, 1984, 10, p.2-12.
 - 7) 後藤 勝 (南山大学), 「海外直接購入の問題点」私立大学図書館協議会会報, No.72, 1979, 7, p.22-36.
 - 8) 古田富子 (英知大学), 「海外発注のすすめ」大学の図書館, Vol.6, 1987, No.11, p.203-214.
 - 9) 渡辺克己, 「海外発注方式のメリットー上智大学図書館の辞令ー」図書館雑誌, Vol.83, 1989, No.2, p.68-39.
 - 10) 国立大学図書館協議会外国出版物購入価格問題調査研究班, 「外国出版物の購入価格問題に関する調査研究ー報告書ー」, 1989.
 - 11) 大崎 正著「標準貿易取引」成山堂書店, 1981, p.22-39.
 - 12) 古川 博, 鎌田眞夫, 渡辺 一共著「物品調達の手務」建設物価調査会, 1984, p.110-125.
 - 13) Chapman, Liz “Buying books for libraries” London, Clive Bingley, 1989, p.100-110.
 - 14) Knowles, Richard ‘The net book agreement—a personal view from the trade’ Assistant Librarian, 80, (8), Aug. 1987, p.116-118.
-
- <2. 12. 3 受理 もり・あかね 統計数理研究所庶務課長, 前一橋大学附属図書館情報管理課長, おおば・たかし 一橋大学附属図書館情報管理課受入・書誌係長>